

2022年10月21日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県地方公務員労働組合共同会議

議長 清原 勝

滋賀県教職員組合

執行委員長 清原 勝

自治労滋賀県職員労働組合

執行委員長 根本 守仁

2022年度賃金確定要求書

御職の県民福祉の向上と地方自治の発展に向けたご尽力に敬意を表します。

県関係職員においては、新型コロナウイルス感染症により長時間労働が高止まりし、多忙な状況が継続しています。学校現場においても、長引く感染症対策やさまざまな教育課題への対応に追われ教職員も多忙を極めています。

滋賀県人事委員会は10月14日、初任給および若年層職員を中心とする給与改定を行うとともに、国と同様に一時金を0.10月引上げるとする勧告を行いました。このことはコロナ禍で奮闘してきた職員の頑張りに一定応えるものとなります。中高齢層職員を含め全世代の給与改定には至らず、不満な内容と言わざるを得ません。

御職におかれては、県関係職員の厳しい仕事や生活の実態を直視されるとともに、現場の声を十分に聞き、私たちとの真摯な話し合いを行ったうえで、下記の要求の実現に向けた積極的な措置を講じられるよう最大限の努力と対応を強く要求します。

記

1. 厳しい職場環境や生活実態に加え、新型コロナ対応を含め、県民ニーズや教育への要請に応えて奮闘している全ての職員の生活改善を図るため、基本給および諸手当の月例給与水準の改善を図ること。また、財政事情等を理由に給与引き下げを行うことのないよう誠意をもって対応すること。
2. 一時金（期末勤勉手当）について、年間支給月数(4.30月分)を大幅に改善すること。少なくとも、新型コロナ前の水準に回復すること。勤勉手当の支給率ウエイトを減らし期末手当への一本化を図るとともに、成績率の拡大を行わないこと。また期末手当・勤勉手当の級別加算に伴う行政職と教職員・現業職員との間の格差を解消すること。

3. 中高齢層職員については、この間一層責任が増しているにもかかわらず給与抑制が続き、士気に大きく影響していることから、賃金水準の維持改善を図ること。
4. 55歳昇給抑制については、定年が65歳まで引き上がり、職務に見合う賃金を年齢問わず保障する必要が一層高まっていることから、撤廃すること。また、号給延長を行うこと。
5. 県政や滋賀の教育現場を支える意欲のある人材を確保するため、民間事業所と比べても未だ低位にある初任給や青年層賃金を改善すること。また、多様な経験を持つ有為の人材を確保するために中途採用者の賃金水準を改善すること。人事評価制度導入以降、青年層の昇給実態が低下傾向にあることから改善を図ること。
6. 「能力・実績に基づく人事管理」の名の下に無用な賃金格差を生じさせないため、以下の対応を図ること。
 - (1)誰もがやりがいを持ちつつ安心して職務に精励していくため、係長級・主幹級・課長補佐級への標準的な昇任時期を設定し、昇給・昇格を保障していくこと。また、職種、職域、性別等による格差を生じさせないこと。
 - (2)小・中学校事務職員の賃金水準を改善するため、昇任および昇格制度の改善を基本に主任事務主査の行政職給料表4級への格付けや新たな職として「事務主幹」「総括事務主幹」を設置し、行政職給料表6級への到達を保障すること。特に学校教育法の一部改正に伴い、「学校事務をつかさどる」職に相応しい賃金水準となるよう改善を図ること。
7. 人事評価制度については、2015年度の最終交渉の5項目確認を基に適切な運用を図ること。人事評価制度の検証と見直しについては、この間の労使合意を踏まえて具体的な進展を図ること。また国家公務員が本年10月から導入している人事評価区分の細分化を行わないこと。
8. 現業職員の低賃金構造を改善するため、技能労務職給料表の職種ごとの格付け運用一本化等を図ること。少なくとも現行の賃金水準や昇給昇格運用の改悪を行わないこと。
9. 人材確保の観点から、医師や看護職をはじめとする医療従事者に対して、賃金その他の思い切った待遇改善を行うこと。
10. 会計年度任用職員や臨時の任用職員など県関係職場に雇用されるすべての労働者の待遇改善、安定雇用に関して、以下の要求に基づき必要な改善を図ること。
 - (1) 会計年度任用職員制度について
 - ①賃金について
 - ア) 正規の職員との職務内容に応じ均衡・権衡を図ること。給料（報酬）の上限額を引き上げること。また級の位置づけについては、職務経験等を踏まえて2級以上の格付けを可能とすること。
 - イ) 諸手当については、正規の職員と同様とすること。特に期末手当については、現行支給率を上げるとともに、勤勉手当の支給を図ること。
 - ウ) 時間外勤務手当の支給について、正規職員と同様の時間外勤務の管理を行い、不払い残

業等が生じないよう所属へ適切な指導を行うこと。

②休暇制度について、その種類、期間、給与保障など正規の職員との均等待遇を図ること。育児時間休暇や私傷病休暇の有給化を図ること。また年次有給休暇について、6ヶ月の据え置き期間を置かず任期の開始時期から全日数を付与すること。

③雇用の継続が図られるよう、任用回数の上限を設けないこと。

④賃金改善や雇用の継続に必要な予算については、責任をもって確保すること。

(2) 教育現場の臨時・非常勤職員の処遇について

①臨時教職員の待遇を正規の教職員に準じて改善すること。特に常勤の臨時講師を臨時教諭とし、教育職給料表2級を適用すること。また、臨時事務職員・臨時栄養職員についても、原則一人職場であることを考慮し経験に応じた給料表の適用を行うこと。

②臨時学校事務職員の正規職員への道を開くため、採用年齢上限を引き上げること。また経験のあるものについては、その前歴を考慮し、正規職員として積極的に採用すること。

③非常勤講師等の賃金・労働条件の改善に努めること。

④月途中から任用される臨時教職員の通勤手当を全額実費支給すること。

11. 以下の諸手当について積極的な改善を図ること。

(1)扶養手当については、子の額の上限額への引上げを早期に行うこと。属性区分を見直し扶養順位による支給とすること。

(2)通勤手当については、ガソリン価格の高騰が職員の生活を逼迫させていることから、引上げること。また、駐車・駐輪に係る手当を全額支給に改善すること。

(3)借家等に係る住居手当について、全額支給限度額および最高支給額の引上げを図ること。また自宅に係る手当の支給を復活すること。

(4)交替制職場および変則勤務者や土日・休日勤務を常態とする者への手当を新設すること。

(5)教職員の教員特殊業務手当について、職務内容に見合うよう、さらに引き上げること。また、部活動指導に関わる手当の支給要件を「3時間以上」から「1時間単位」に変更すること。さらに休日出勤に見合うよう単価の引き上げを行うこと。

(6)特殊勤務手当に関しては、職務や実態を踏まえ手当の支給対象範囲や支給額の改善を図ること。見直しに当たっては、職場からの要望を踏まえるとともに、少なくとも月額特勤の日額化を行わないこと。

(7)水防等の緊急出勤時において、職場までの出勤に要した時間を含めて勤務の実態に即した時間外勤務手当の支給を行うとともに、自家用車やタクシー利用による交通費の往復分を含めた実費負担額を支給できるように改善すること。

(8)週休日の振替については、本来は代休に相当するものであり、強制されるものではなく、本人の申請がなければ時間外勤務（時間外勤務手当の支給）とすること。

12. 働き方改革や健康経営を実効あるものとするため、次の事項の改善を図ること。

(1)新型コロナウィルス感染症対応の長期化をはじめとする、長時間労働のは正やゆとりある職場を実現するため、職員定数増を図り、適正な人員配置を行うこと。

(2)恒常的な超過勤務を縮減し、不払い残業を根絶させるため、県関係職員の職場実態を把握・分析して実効ある対応を図ること。特に時間外勤務命令の上限規制に関しては、他律的部署の所

属が大半を占めること、上限遵守のための取組において具体的な対応策が準備されていないこと、上位決裁権者の意向が申請の自己抑制によってサービス残業の温床になっていることなど、課題が見受けられるため、実態を把握して必要な措置を講じること。

- (3) 1ヶ月あたり45時間を超える超過勤務について、超過勤務手当の割増率を引き上げること。
 - (4) 年次有給休暇の取得を積極的に促進するため、労働環境や諸条件改善などの具体的な措置を講ずること。当面、年間14日以上の取得実績が図られるよう実効ある措置を講じること。また労働基準法では5日以上の年休取得が義務づけられていることから、県において年休取得の実状を明らかにし必要な対応を図ること。特に福祉施設等では勤務実態から取得が困難な状況にあり、人材の確保等にも重大な影響を及ぼしていることから人員体制等も含めた抜本的な対策を講じること。
13. 教職員の多忙化解消や長時間労働是正を図り、健康で元気に働き続けられる労働条件を整備するため、次の事項の実効ある措置を講じること。また、県給特条例改正の趣旨に則り、市町立学校でも同様の措置が講じられるよう市町教育委員会への働きかけを強化すること。
- (1)「文科大臣告示（指針）」（2020.1.17）に則り、ICTやタイムカードによる客観的な勤務時間の把握を行い、「在校等時間」の上限が守られるよう実効ある施策を講じること。また、県教育委員会が策定した「学校における働き方改革取組方針・取組計画（2020.3改訂）」の実現に向けた具体策を早期に実行すること。
 - (2)時間外勤務として命じる場合は県給特条例第6条2項の業務に限定するよう管理職を指導し、やむを得ず勤務時間を超過した場合は、回復措置を徹底すること。
 - (3)労働安全衛生法が改正されたにもかかわらず、労働時間管理や安全衛生体制の確立および実効性ある運営が進んでいないことから、すべての学校における衛生委員会の計画的開催の確立に向けて対策を強化すること。また、法に則り、産業医による面接指導の実施を確実に進めるとともに、より実効性あるものになるよう市町教育委員会や管理職への指導を強化すること。
 - (4)産・育休や病気休職者等の迅速な補充を行うこと。また、欠員補充がなかなか進まないところ、定数内臨時講師を解消するなど、早急に人材確保の具体策を講じること。
 - (5)部活動に関わって、①勤務時間外の部活動の運営方法を早急に考え、教職員の負担が軽減されるよう社会体育への円滑な移行等、抜本的な措置を講ずること。②学校体育連盟の大会や練習試合の引率・役員等に関わって、教職員の負担が減るよう具体的な措置を講ずること。
 - (6)教職員が45分間の休憩時間取得できないことは、大きな問題であり、違法状態であることから是正すること。また、取得できない教職員には、勤務時間の割振りや回復措置がはかられるよう管理職への指導を徹底すること。
 - (7)教職員の年休取得を促進するため、管理職、関係機関に実効性のある施策を実施するよう働きかけること。現在、暦年としている年休の周期を9月から翌年の8月末までに改めること。
 - (8)学校現場で、事務職員・栄養職員等に超過勤務を命じる場合は、改正労基法による罰則付きの上限規制が適用されていることも踏まえた上で、必ず事前に「36協定」を結ぶよう市町教育委員会や管理職への働きかけを強化すること。また、当該職員の勤務時間把握を徹底すると共に、不払い残業を発生させないよう管理職を指導すること。
 - (9)在校等時間の「上限」が規定されたことは一定評価できるが、教員の超過勤務の根本的な原因となっている「給特法」の廃止や抜本的な見直し等を国に強く働きかけること。

14. 病気休暇を取得したことにより昇給延伸の扱いを受けている職員に対して、復元措置を講じること。

15. 自己啓発等休業制度（修学や国際貢献活動のための休業）や修学部分休業制度の拡充を図り、自己実現、職業能力開発、社会貢献等に資する総合的休業制度の早期具体化を進めること。

16. ゆとり・豊かさが実感でき、ワーク・ライフ・バランスの時代にふさわしい休暇制度を確立するため、各種休暇制度を新設・拡充すること。

(1)学校等行事休暇の日数および適用範囲の拡大をさらに図ること。

(2)ボランティア休暇の日数（現行5日間）を拡大するとともに、利用範囲の拡大を図ること。

(3)スクーリング休暇、リカレント休暇（有給教育休暇）を特別休暇として新設すること。

(4)更年期障害に対応する休暇を新設すること。

(5)忌引休暇を子は父母なみに7日、孫は祖父母なみに3日に拡充すること。

(6)休憩時間が完全に取得できる条件を整備すること。

(7)私傷病休暇の取得期間の延長を図るとともに、精神疾患や慢性病等による私傷病休暇を取得した後、寛解期からの再度の取得の場合における期間等の要件を緩和すること。

(8)夏季特別休暇の付与日数を7日以上に拡大すること。また、取得単位に「1時間単位」を加えること。

(9)結婚休暇の取得日数(7日間)を拡大すること。

(10)定年が65歳まで引き上げられ、働き続ける中高齢層職員が心身ともにリフレッシュが図られるよう、新たな休暇制度を創設すること。

17. 次世代育成や安心して働き続けられる社会づくり、仕事と育児や介護との両立などワーク・ライフ・バランスのための積極的な支援施策を実施すること。

(1)育児や介護と仕事の両立支援制度について、十分な活用ができるよう以下の事項を踏まえて実効ある条件整備を図ること。

①育児休業等を取得する際、正規職員による代替職員の確保を前提とし、業務遂行に必要な体制が確保されるよう、配置すること。特に部分休業等で短時間勤務する場合の業務の分担や人員配置について、抜本的な改善を図ること。技術職員の代替職員の配置にあたっては、職員の専門性や経験を考慮するとともに、会計年度任用職員での充当とする場合、賃金水準を引上げること。

②時間外勤務を前提とした勤務のあり方を無くさなければ、根本的には育児介護との両立を図れないことから、この観点からも業務量に見合う人員配置を行うこと。

(2)育児時間（休暇）については、取得時間を120分に延長すること。

(3)育児休業の取得期間中の所得補償については、共済・互助会制度のみでなく給与制度としての措置を行うこと。

(4)養護教員や事務職員等が育児短時間勤務を取得した場合、教員と同様に代替職員を配置すること。

(5)看護休暇について、一人あたり付与日数（家族全体の上限の日数を含む）の拡大を図るとともに、複数の子の付与日数の対象年齢を18歳までに延長すること。

(6)介護休暇等については、次のとおり改善すること。

①休暇期間中は有給とすること。②取得期間を1年に延長すること。③休暇の対象家族の拡大を図ること。④休暇の取得に伴う昇任・昇格、退職手当等に関わる取り扱いについては不利益が生じないように措置すること。⑤休暇中の代替職員を確保すること。

(7)子どもの引きこもり、不登校や機能回復訓練に対応できる休暇・休業（部分休業含む）を新設すること。

18. 性と生殖に関する健康・権利保障の観点から、以下の労働条件の改善を図ること。

(1)産前休暇を10週間に、産後休暇は13週間に延長すること。妊娠中の職員の勤務軽減に伴う代替職員の配置対象職場を拡大し、条件を緩和すること。

(2)多胎妊娠の場合、産前休暇を16週間に延長すること。

(3)生理休暇が時間単位で取得できるなど特別休暇が取得しやすい環境整備を行うこと。

19.男女共同参画やハラスメントの防止に対応する勤務労働条件を整備するため、以下の措置を講じること。

(1)2019年3月に策定された「すべての職員がいきいきと活躍できる県庁を目指して」および「すべての教職員がいきいきと活躍できる教育委員会を目指して」に基づき、女性の積極的な幹部への登用、女性の職務・職域範囲の拡大、男性の育児に関わる休暇取得率向上、男女平等実現に向けた環境整備と教育・啓発の強化策を進めること。

(2)職場でのセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティー・ハラスメント、性的指向・性自認に係るハラスメント等への実効ある防止策を推進するため、対策を強化すること。特にパワーハラスメント対策については、一昨年度、今年度に幹部職員が立て続けに処分されたハラスメント事例を真摯に受け止め、一層の具体的改善策を講じること。

20.共生社会の実現を図る立場から、県職員の募集採用では、さらに「障がい者雇用」を拡大するとともに、必要な職場環境の整備を行うこと。法定雇用率の算定に当たっては厚生労働省のガイドライン等に則り適切な対応を図ること。また、小中学校、県立学校における障がい者教職員の採用、特に教員の採用を一層促進すること。日本国籍を有しない職員に対する任用上の制限を撤廃すること。

21. 職員の心身における健康管理を図るため、時間外勤務の縮減はもとより、医師による健康チェックおよび相談などの適切な対応・措置を講じること。また、複雑高度化する職務や仕事量の増大等に伴い精神的不調を訴える職員が増加している現状を踏まえ、メンタルヘルス対策の充実・強化を図ること。特に、この間、若手職員の精神疾患者が急増していること、数年間多忙の極みにあったコロナ対策に従事した職員の燃え尽き症候群の恐れが内在していることを踏まえ、適正に対応すること。ストレスチェック制度を有効に活用し、その結果の分析・検証を行った上で、対応策に反映するとともに、試し出勤制度など復帰のための支援対策の拡充を図ること。また、病休職員が生じた場合は、速やかに代替職員を充当するなど、人的補償を行い、業務負担が生じて他の職員にも連鎖しないよう図ること。

22. 定年の引上げについては、多様な働き方を保障できるよう、高齢期職員の意向を尊重しつつ、勤務環境の整備を図ること。また、新規採用職員については、中長期的な視点に立って、将来にわたり安定的な行政サービスを提供できるよう、毎年度確保すること。
- 学校現場については、定年前再任用短時間勤務、暫定再任用短時間勤務および高齢者部分休業を現実的に活用し、多様な働き方が実現するよう、人員配置等の条件整備（短時間勤務者の定数外化など）を行うこと。
23. 県関連労働者の賃金労働条件の改善を県職員に準じて行うこと。指定管理者制度の導入等によって、雇用が不安定化し、賃金労働条件の切り下げ等が行われないよう、指定管理料の改善など必要な予算措置を行うこと。
24. 課長補佐級の組合員資格については、管理職員等の範囲を定める規則によって、資格を有しない状況となっているが、業務実態を勘案した場合、管理職の扱いを行い組合員資格を制限することは労働基本権を制約していることから、見直すこと。
25. 給与改定等の実施時期などについては、当共闘会議との合意を踏まえて実施すること。